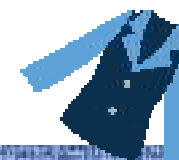


私たちのワーカーズ運動

サイズの合わない服を着てはや 28 年！ 法制化運動 25 年！



『協同労働の協同組合法(仮称)』(ワーカーズ法)の制定に向けて

出資・労働・経営の三位一体のワーカーズの法律をつくりたいと法制化活動を始めてから 25 年、この間、全国に 700 団体、17,000 名に増え、労働者協同組合のワーカーズコープや、農村女性などが自主的に興す事業なども広がり、ワーカーズ・コレクティブのような働き方は急速にひろがりを見せています。

しかし、法人格がないまま事業を行っていたり、既存の法人格をやむなく活用し、様々な工夫で運営をしているなど、サイズの合わない服を着ていることの不自由さは、法制化運動を加速させてきました。



ワーカーズが取得している法人格と問題点

	ワーカーズ	NPO法人	企業組合
根拠法	なし	特定非営利活動促進法	中小企業等協同組合法
目的	相互扶助の精神で地域貢献 非営利の事業	不特定多数の利益の増進 が目的	経済的地位の向上 地域貢献は目的にない。
設立	3 人から	10 人から 認証制	4 人から 認可制
資金	協同出資	会費、寄付、助成金など	出資、出資配当可
雇用関係	非雇用・ 雇用保険に加入できない (代表との雇用関係で加入、 代表は加入できない)	理事長が雇用	雇用関係がない
運営	一人一票	理事会・総会	理事会、総会
税率	一般課税	一般課税	一般課税

法制化によってめざす社会

NPO 法人が法制化されてから 10 年が経過しています。この間、NPO 団体は全国に約 40,000 に増え、行政からの業務受託など新しい公共の担い手として一般化してきています。

しかし私たちは「協同労働の協同組合法」の制定により、協同組合で働く人を増やし、新しい公共を担うもう一つの団体として社会に定着させ、協同組合による地域事業を増やしていくことを目指しています。

働く場、働き方が社会問題になっている今、やりがいのある仕事興しで、働く人の主体性が尊重され、障がいがあったり、年齢をかさねても働ける場をつくることは地域社会の活性化につながると思います。



公開された要綱案と私たちが求める法律

私たちが求めてきた法律	現状の要綱案
働く人が出資、協同組合の法律	法律の目的： 組合員が協同で出資し、経営し就労する団体に法人格を付与し、働く意思のある人による就労の機会の自発的な創出を促進する。
雇われないで働く、雇用関係がなくても働く人としての保障を。	働く人は雇用保険法、労災保険法において「労働者」とみなす。 <u>役員は除外(3人)</u> 協同で決定した就労規定に従い組合事業に従事 最低賃金法から除外 組合員の安全及び衛生については労働安全衛生法の規定を準用。
地域に貢献する事業	人件費は剰余金とし、出資金の 50 分の 1 まで準備金として積み立てる。 就労積立金として出資額の 50 分の 1 まで積み立てる。(赤字をだせない) 分配金は給与所得
優遇税制	剰余があれば 30% の一般課税(800 万以下は 22%)
届出により成立 準則主義	届出により成立 準則主義 定款は公証人の認証を得る。

もう少し私たちの願いに近づけたい！

公開された要綱案には国会議員や労働組合から懸念の声があがっています。最低賃金法から除外されることは最低賃金以下で働く人を増やすことにはならないか、反社会的な組織の悪用の可能性なども指摘されています。そもそも、現行の労働法規は雇用関係があることが前提となっています。雇われないで働く組合員を現行の労働法をどのように適用させるか、やっと政治の場や労働関係機関で議論がされ始めたところです。

私たちは雇われないで働く協同組合の組合員、相互扶助の精神で地域に貢献する事業を行う事業体として、役員も労働法の適用を必要としています。また、この事業によって生活の糧を得ていくことをめざすためには、毎月一定の収入が得られる必要があります。

要綱案の見直しを検討しながら、ひとつひとつのワーカーズの存在とそのありようをアピールし秋の臨時国会での成立を求めていきたいと思います。

運営委員 浅草(青いそら)